

産業廃棄物処理施設変更許可申請書の縦覧及び意見書の提出について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、以下の産業廃棄物処理施設変更許可申請書を縦覧、及び生活環境の保全上の見地からの意見を提出することができます。

産業廃棄物処理施設変更予定者の名称及び所在地	ナンヨー株式会社 静岡県磐田市駒場 4820 番地
産業廃棄物処理施設の種類	管理型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ハ）
処理する産業廃棄物の種類	鉱さい、汚泥
産業廃棄物処理施設の設置場所	静岡県磐田市駒場字村前 5160 番 1 外 2 筆
縦覧の場所	静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課 静岡県西部健康福祉センター環境課
縦覧の期間及び時間	令和4年9月30日から令和4年10月31日までの午前9時から午後5時まで（開庁日に限る。）
意見書に記載すべき事項	① 生活環境の保全上の見地からの意見 ② 意見書提出者の氏名、住所及び電話番号 ③ 産業廃棄物処理施設変更予定者の名称並びに産業廃棄物処理施設の種類及び設置場所
意見書の提出期限	令和4年11月14日
意見書の提出方法及び提出先	① 提出方法 持参又は郵送（意見書提出期限終了日の消印有効） ② 提出先 縦覧場所と同じ

静岡県廃棄物リサイクル課
電話番号：054-221-2423
西部健康福祉センター環境課
電話番号：0538-37-2248